

保存用資料

残された家族へ 父からの Loveletter

父太郎の遺訓

「私は、長年にわたり苦楽をともにし、私に尽くしてくれた妻和子に感謝しています。苦勞を共にしながら育ててきた二人の子供たちもそれぞれの家庭を築き、孫にも恵まれ、しあわせな様子を見るにつけ、安心をしています。

私の願いは、家族全員の安泰と家族全員が仲良く暮してくれることです。私亡き後の妻の生活を考えた結果、このような財産分けになりました。

長男和雄には、お母さんのことを、宜しくお願いします。和雄は佐藤家の立派な跡取りとして、お母さんとこの家を守って行ってください。嫁の里美さんには、私がケガをしてから献身的介護をしてくれました。私たち夫婦のわがままも来てくれました。苦勞かけたと思います。いつも感謝していました。これからも妻のことを宜しくお願いします。

次男祐二は、少ない財産分けとなってしまいました。これも妻和子の今後の生活と佐藤家のことを考えてこのような結果になりました。どうか理解してください。少ないですが、孫絵里の嫁入りに少しでも役立てれば、嬉しく思います。よき伴侶恭子さんと幸せな生活を送ってください。これからも兄弟仲良く、そしてお母さんの心の支えになってください。

私の残した財産で、家族に争いが起こらないことを願っています。

終わりに、すばらしい家庭にめぐまれたことに感謝し、ありがとうの言葉を残します。」

公正証書で書かれた父太郎の遺言は、自宅の土地建物を妻和子と長男和雄に相続させ、残りの預貯金を次男祐二に相続させる内容のものだった。遺言の後に遺訓として上記の内容が書き添えてありました。

戦後、民法が改正され、長子単独相続から共同均分相続(子供の相続割合は均一)になりました。戦前は家督制度により長男が家を引き継ぎ、全財産を相続することがほとんどであったため、遺産分割による争いは、今日に比べ少なかったと思われる。戦後民法が改正になり、遺産を分けるという問題が起こるようになった。当然の権利として、法定相続分による遺産分割を主張する人が多くなってきた。親は当然、財産は長男が中心(跡取り・親の面倒)になって継ぐものと思っていたても、子供は、親の意向のようには思っていない。法定相続分以上には欲しいと思わないが、以下でも……。進行役(親不在・特に父親)不在の中で分割協議がスムーズに進まない場合が多い。同じ屋根の下で生活をしていた頃の兄弟姉妹ではなく、みなそれぞれに家庭を持ち、それぞれの生活環境が違う中で、いろんな主張が出てくるのはあたり前のように思える。遺言は残された家族がこれから進むべき方向を示すものであり、子供たちへの感謝の気持ちと共に、亡くなった父からの「家族の絆をわすれるな。」最後の Loveletter である。

バックナンバー : [Http://www.agora-gifu.com](http://www.agora-gifu.com)

編集
後記

Agora-岐阜では、地域に根ざした、専門家チームを目指しています。地域の抱える問題を解決する集団として、たくさんの同士を募集しています。